

季節調整における適切な対応に向けて（事務局案）

月次又は四半期ごとに公表する統計における季節調整に関し、新型コロナウイルス感染症の時期における季節調整の工夫について統計技術の観点から評価を行った。その結果に基づき、「季節調整法の適用に当たっての統計基準」を踏まえつつ、次に社会経済情勢が大きく変動する事案が発生した場合に備えて、以下のとおり考え方をとりまとめる。

1 季節調整に関する基本的な考え方

(1) 季節調整法を適用する場合の手法

月次又は四半期ごとに公表する統計において、季節調整法を適用する場合は、特定の手法に限定するのではなく、当該統計における系列に適した手法を採用する。その際、統計の継続性を考慮しつつ、統計技術の進歩を積極的に取り込むよう努める。

(2) 社会経済情勢の変動期における対応

次に社会経済情勢が大きく変動する事案が発生した場合、所管する月次又は四半期ごとに公表する統計の季節調整値の改定時に、適切な季節調整の外れ値を設定する。その際、過去に同種の事案が発生した場合における知見を参照するとともに、必要に応じ、外部有識者の意見を聴いた上で迅速に対応するよう努める。

2 季節調整に関する方法の透明性及び再現性の確保

統計の透明性及び再現性を確保し、利用者の利便性を向上させる観点から、以下の対応を行う。

(1) 季節調整に関する情報の公表

季節調整値に加え、実際に設定した外れ値及びその期間について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(2) 季節調整に関する文書などの共有及び保存

2 (1)に掲げる内容の文書など季節調整に関する内容を含む文書については、組織で確実に共有がなされるよう、適切に保存する。

3 季節調整に関する PDCA サイクルの確立及び情報の共有

社会経済情勢の変動時など、特別な対応を実施した際には、実際の季節調整値の動きなどに関する事後検証を行うよう努める。こうした事後検証の結果については、将来、1 (2) における対応において参照する可能性を踏まえ、資料の公表、論文の発表等を通じて、可能な限り、他府省や統計の利用者と知見を共有するよう努める。